確定申告等はお済みですか？

　ただ今、令和７年度の税の申告相談(令和６年１月１日～12月31日までの所得)を実施しています。申告が必要な方は、申告期限の３月17日(月)までに申告してください。

※開設期間の終了間際（３月13日～17日）は特に混雑が予想され、受付をお断りさせていただく場合があります。

【開設期間と申告会場】

～３月17日（月）９時～11時30分、13時～16時30分

◆市役所本庁舎市民ホール
平日に受付。

◆香北支所 ※３月14日(金)まで
月・火・水・金曜のみ受付。

◆物部支所 ※３月13日(木)まで
火曜と木曜のみ受付。

【住民税の申告が必要な方】

　令和７年１月１日現在、香美市に住所または居所を有する方は、香美市へ住民税の申告が必要です。

　ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

①税務署に所得税の確定申告書（令和６年分）を提出される方

②給与所得のみの方で、勤務先から香美市へ給与支払報告書の提出がある方

※提出の有無は勤務先へご確認ください。

③公的年金等に係る所得のみの方

※②・③に該当する方で、各種控除の適用を受けようとする場合は申告が必要です。

◆次に該当する方は確定申告の必要はありませんが、住民税の申告は必要です。

①公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外に、20万円以下の所得金額がある方

②給与所得者で、給与所得や退職所得以外に、20万円以下の所得金額がある方

◆市・県民税は、ひとり親控除・寡婦控除の判定や非課税限度額の算定等のため、年少扶養親族（16歳未満）を含めた全ての扶養親族の数が必要です。年少扶養親族控除の申告漏れがあると、税額が増える場合もありますので、ご注意ください。

※その他、詳しくは広報香美１月号に掲載していますので、ご確認ください。

【問い合わせ先】

税務収納課市民税班
☎52・9292

森林への火入れ

　森林、または森林の周囲１$^{キ}_{ロ}$の範囲で火入れをする場合には、市の許可が必要です。許可されるのは、地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑が目的の場合です。火入れをする方は、火入れの10日前までに申請してください。申請書は農林課、各支所にあります。

【問い合わせ先】

農林課　☎52・9283

児童手当の申請漏れはありませんか

　児童手当は制度改正により、令和６年10月分から対象者が０歳から18歳の誕生日後最初の３月31日までの児童（高校生年代）を養育している方に拡充されました。また、所得制限も撤廃されています。

　新たに児童手当の対象となる方で児童手当を受給していない方は、３月31日（月）までに申請をお願いします。

【問い合わせ先】

福祉事務所　☎53・3117

企業版ふるさと納税を頂きました。ご指定の事業に有効活用させていただきます

【問い合わせ先】
定住推進課
☎53−1061

企業名	住所	寄附使途
有限会社グランドワークス https://www.gworks.co.jp/	高知市横浜新町5丁目31番地2	自主防災組織活動支援事業
株式会社cielo azul https://www.cieloazul.co.jp/	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル3階	国際バカロレア教育推進事業
ICTコンストラクション株式会社 https://www.gyoseiq.co.jp/ict/	福岡市博多区冷泉町5番35号 福岡祇園第一生命ビル5階	国際バカロレア教育推進事業
株式会社グローバルキャピタル https://global-capital.co.jp/	東京都渋谷区恵比寿西二丁目8番4号 EX恵比寿西ビル5階	国際バカロレア教育推進事業
タレントスクエア株式会社 https://talentsquare.co.jp/	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー16F	国際バカロレア教育推進事業

環境にやさしい農業を！～代かき等の注意点～

　水稲の順調な生育を促し、貴重な土壌・水資源・河川環境を守るため、農業濁水軽減の観点から、次のことにご協力をお願いします。

　詳しくは、問い合わせ先までご連絡ください。

◆圃(ほ)場から水漏れ箇所がないか作業前に畦と排水口を点検しましょう。

◆止水板等を設置して作業時に水が流れ出さないようにしましょう。

◆代かきは出来るだけ浅水でおこないましょう。

◆水管理に注意して、田植え前の強制落水を少なくしましょう。

【代かきを浅水でやることで期待される効果】

◆田面が均等になり、生育ムラの減少や除草剤の効果発揮、ジャンボタニシの被害軽減につながります。

◆不要な落水やオーバーフローが防げ、貴重な土壌の流出が少なくなります。

【問い合わせ先】

農林課　☎53・1062

転出届の提出がオンラインでできます

　転出届はマイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能です。

　このサービスを利用すれば、香美市役所への来庁が不要となります。電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、香美市から日本国内へ引越しをする方がご利用いただけます。ご自身単身での引越しの他、ご自身と同一世帯員の方の引越しでも利用可能です。

※マイナポータルを通じて転出の届出をした後は、マイナンバーカードを持参のうえ、転入先市区町村の窓口で転入届の手続きが必要です。

【問い合わせ先】

市民保険課
☎53・3126

◀マイナポータル

「香美市提案型市民主役事業補助金」の募集

　この補助金は、「市民が考え、市民が主体となって、市民のために提供する」事業を応援することを目的としています。市長が定めるテーマに、市民の皆さんの自由な発想と視点を生かすことで、「香美市のまちづくり」に役立つような、さまざまな事業に対して補助を行います。詳しい条件や申請方法などについては、香美市ホームページをご確認いただくか、定住推進課まちづくり班までお問い合わせください。

※　令和７年度予算の成立を前提にご案内しています。予算が成立しない場合、本事業は執行されませんので、あらかじめご了承ください。

◀市ホームページ

【テーマと補助率・補助限度額】

○テーマ１「あんぱん」※NHKの連続テレビ小説「あんぱん」を契機に盛り上がる事業
○テーマ２「探究のまち」
○テーマ３「防災」

⇒**チャレンジコース**　補助率１００%／補助限度額２０万円　※総事業費１０万円以上の事業が対象
　にぎわいコース　補助率８０%／補助限度額１００万円　※総事業費５０万円以上の事業が対象

【補助対象者の条件】

⑴５名以上で構成されていること。
⑵構成員の半数以上の住所または勤務先、通学先が香美市内であること。
⑶事務所などの活動拠点が香美市内にあること。
⑷代表者が明らかで、規約や会則などがあり、予算決算などの会計処理が行われていること。
など

【補助対象事業】

⑴市内で実施される事業。
⑵事業の実施計画や収支計画が明確な事業。
⑶令和７年度末までに完了する事業。

【募集期間】

３月３日（月）～４月３０日（水）

【問い合わせ先】

定住推進課まちづくり班　☎53−1061